

## 庁舎等の在り方に関する意見の中間取りまとめ

### 志布志市庁舎等の在り方検討委員会

本検討委員会のこれまでの議論を踏まえ、庁舎等の在り方（本庁機能全体の移転）に関し、中間意見として下記のとおり取りまとめる。

#### 記

- 1 産業構造に応じた分庁方式の検討を行うこと。
- 2 大規模な増築、別館建設等の新たな庁舎整備は行わず、志布志庁舎、松山庁舎及び有明庁舎を有効に活用すること。ただし、これらの庁舎で十分な市民サービスの提供が担保されることを条件とする。
- 3 本庁機能を集約する場合は、市民サービスの低下を招かず、市民の利便性に支障がないことを確認し、志布志庁舎周辺の民間施設等を必要最小限の経費で整備することにより利活用を図ること。
- 4 行政のデジタル化を踏まえ、時代の変化に対応した市民サービスの向上と行政機能の効率化を図ること。
- 5 建築物の税法上の減価償却に係る耐用年数は、建築物本来の物理的な耐用年数より短いことを踏まえ、耐用年数が経過したから建て替えるということではなく、全ての設備を入れ替える等の大規模な改修をして、現庁舎を使い続けるなど、様々な選択肢を考えながら議論していくこと。
- 6 地震、津波等の大規模災害に備え、救助活動や災害復旧活動の拠点としてのそれぞれ庁舎の機能が維持されるよう対策を講じること。
- 7 人口減少、少子高齢化等を踏まえ、人口や職員の数に応じた規模の庁舎とし、更なる市民サービスと市民の利便性の向上を図るための本庁機能の移転とすること。